

平成29年6月14日

第2回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 平成29年6月14日(水) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	志村 忠昭	2番	塩野 拓二
3番	金井 浩三	4番	村井 保夫
5番	隅岡 美子	6番	村岡 清邦
7番	小川 保	8番	古川 幸義
9番	村井 勉	10番	尾崎 忠義
11番	渡邊美喜子	12番	庄野 克宏
13番	門 瀧雄		

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	神原 宏一
町長公室長	中川 隆弘
総務課長	矢野 修司
政策企画課長	河田 数明
税務課長	泉 知典
住民課長	多田羅 勝弘
福祉保健課長	藤原 安江
福祉保健課主幹	丸岡 多恵子
環境課長	石井 克典
建設課長	三谷 勝則
産業課長	岡部 登
消防長	木村 政文
上下水道課長	中田 健二
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	中野 弘之
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（志村 忠昭）

おはようございます。

本日も定刻にご参集を頂きまして、誠にありがとうございます。

ただ今、出席議員は13名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付の通りであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、3番、金井浩三君、10番、尾崎忠義君を指名いたします。

日程第2、委員長報告を行います。

最初に、6月12日に開催されました総務教育常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、小川保君。

総務教育常任委員会委員長（小川 保）

おはようございます。

総務教育常任委員会結果報告について。

平成29年6月12日に開催した総務教育常任委員会の結果を次のとおり報告致します。

審議事項。

議案第1号、専決処分の承認について（多度津町税条例の一部改正）

議案第2号、専決処分の承認について（多度津町都市計画税条例の一部改正）

議案第3号、専決処分の承認について（多度津町国民健康保険税条例の一部改正）

議案第4号、平成29年度多度津町一般会計補正予算（第1号）

議案第5号、平成29年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第1号）

議案第6号、工事請負契約の締結について（平成29年度多度津町内小学校空調設備工事）

議案第7号、工事請負契約の締結について（平成29年度白方小学校渡り廊下・外構整備工事）

議案第8号、物品購入契約の締結について

議案第9号、町有財産の処分について

請願第1号、「共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）」に反対する意見書の提出を求める請願

審議結果。

議案第1号から議案第9号及び請願第1号について、委員、傍聴議員より。

一つ、教育総務費・事務局費のアンケート調査分析業務委託料102万6,000円は、どういうものか。

一つ、教育課題検討委員会は何回も開会していると聞いているが、議会に報告しているのか。アンケートを実施する経緯が良く分からない。

一つ、教育課題については、もっと議会と協議しながら進めるとともに、事前にアンケートの内容も相談するなど、議会への報告を緊密にしてもらいたい。

一つ、委託料をかけて幼稚園の将来を考えるのであれば、町民も将来の幼稚園の数を考えているので、幼稚園を1つにするという質問も必要でないか。

一つ、4年程前に、豊原小学校と多度津小学校のバランスから自由校区を選んだのは良かったが、そのあと四箇地区と白方地区もやっていくと聞いていたが、検討して来なかったのはなぜか。

一つ、アンケートは町民全員にするのか。地区割るか人口割りで実施するのか。地区により偏りが無いのか。

一つ、防災費の建設工事等1,644万円は防災拠点施設の整備と聞いているが、詳細を教えてほしい。

一つ、防災拠点施設では、普段備蓄はしないのか。自治会に管理を委託するのか。

一つ、備蓄品で賞味期限・消費期限が短くなり買い替え時に、自主防災組織へ訓練用に支給する考えはあるか。

一つ、17の自主防災組織の内、実際はどのくらい訓練をしているのか。

一つ、商工費の観光振興事業等補助金150万円は、どんなものか。

一つ、観光協会がある上に、古民家再生プロジェクトとかまねきねこ課と縦割りでバラバラになっているが、観光協会にひとつにまとめるともっとうまくいくのでないか。

一つ、廃校を利用した離島振興PR動画制作業務委託料50万円は、どのような内容なのか。

一つ、島嶼部に農業委員がいなくなったので、問題が起きたときに早急に町として対処できるようにしてもらいたい。

一つ、契約予定の消防ポンプ車の仕様書のうち、メーカー・エンジン馬力・排気量はどうなっているのか。

一つ、古い消防車は廃車にするのか、売るのか。

一つ、北側への下の横の水路へ何箇所から雨水が落ちてくるようになるのか。

一つ、図面の桃山227-1は、環境課へ上がる道路か。

一つ、桃山227-1の池側の方の管理道から下も同じか。地籍調査はいつ位になるのか。

一つ、初日の出を見る会、全国凧揚げ大会等の行事場所の検討はしているのか。

一つ、共謀罪は、内心の発露といえるコミュニケーションをも犯罪として処罰することに繋がりかねないし、監視社会に繋がる。人と人との間が分断され、人と人との監視しあう極めて残念な社会になってしまう。したがって請願第1号には賛成である。

一つ、本法案は国際犯罪組織防止条約の早期締結に必要であり、2020年の東京五輪・パラリンピックに向けたテロ対策にも不可欠であり、適用対象犯罪を277としたうえ適用対象をテロ組織や暴力団などの組織的犯罪集団と規定し、国民の一般的な社会生活上の行為が共謀罪に該当することがなく、先月23日に衆議院本会議で可決し参議院で慎重審議されているので、意見書の提出をすべきでない。したがって請願第1号には反対である。

一つ、5月23日に政府与党は衆議院本会議で共謀罪の採決を強行し、参議院でも強行される見込みである。テロや組織犯罪と無縁な一般国民が監視されて逮捕される恐れがあり、対象犯罪についても政府の答弁は二転三転している。適用対象もあいまいなままで犯罪を共謀しているかは捜査機関が判断する恐れがあり、国連関係者もプライバシーや人権が脅かされると警鐘を鳴らしている。先進諸国でも共謀罪があるが、テロ事件を防ぐことが出来ないのに政府はテロ防止を偽って強行採決しようとしている。国民を無視して不自由な社会にするより、テロの根源である貧困や格差を是正することが一番有効なテロ対策でないかと考える。したがって請願第1号には賛成である。

一つ、テロ等準備罪を新設する理由としては、テロなどの組織的犯罪を未然に防ぐためのもので、2019年のラグビーワールドカップや東京五輪・パラリンピックで注目が集まり、多くの外国人が日本を訪れるため、テロの脅威も高まる。共謀罪では主体が団体と抽象的だったが、テロ等準備罪でテロ組織や暴力団、薬物密売組織など重大な犯罪を目的とする組織的犯罪集団に限定され、一般の民間団体や労働組合がテロ等準備罪の対象になることはない。共謀罪は犯罪をする合意があれば処罰できるが、テロ等準備罪は合意に当たる計画をただけでは処罰できず、組織的犯罪集団が犯罪を実行するための下見や凶器を購入するなど具体的、現実的に計画し、準備行為をした段階で始めて強制捜査の対象となる。また、対象犯罪を676から277に限定をしている。したがって請願第1号には反対である。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より。

一つ、教育課題検討委員会で検討している今後の幼稚園や小学校のあるべき

姿や適正規模・適正配置の町民ニーズを調査するもので、幼稚園・小学校の数の是非を問うものでなく、園児・児童数の減少が予想される中、教育環境の何を望むのか等を問うものである。あるべき姿や適正規模・適正配置については、議会と協議しながら進めていきたい。

一つ、教育課題検討委員会は現在5回開催している。1回目は9月に総務教育常任委員会で、2回目は12月の全員協議会で報告済みである。3回目から5回目の報告が、まだ議会へ出来ていないが、本日の委員会後にその他報告で予定している。

一つ、今回のアンケートは幼稚園・小学校の数をいくつにするかや賛成・反対を問うものでなく、将来のあるべき姿や教育環境の何を優先するのか等の町民調査を行なうものである。

一つ、議論は段階を踏みながら、議会と執行部がお互い歩調を合わせて取り組むべきで、その局面がきたら議会で決定して頂くようになるが、そのひとつの資料がアンケート調査になる。今後も議会や委員会で相談しながら実施する予定である。

一つ、通学区域の検討は豊原地区と多度津地区のあと、次の年に四箇地区と白方地区を検討したが、資料等でお示ししたとおり通学区域の短いところを移動させても効果がないという結論が通学区域検討委員会で出たので、以後は4地区の統合も含めて町全体で検討することになった。

一つ、町民から無作為に2,000名を抽出してアンケートを実施していく。

一つ、防災費の工事費に関しては、発災時に国からプッシュ型の支援物資を受け入れて仕分けをしたり、町内の指定避難所に配送作業をする防災拠点施設を整備しようとするものである。現時点で詳細な資料がないので大枠での説明しか出来ないが、地元には7月に説明会を予定し協力をお願いする。

一つ、平常時は物流倉庫で、管理方法等は今後の協議になる。詳細が決まれば改めて報告したい。

一つ、消費期限等が短くなったものは、自主防災組織だけでなく社会福祉協議会等関係機関へ打診して必要な団体へは支給している。

一つ、自主防災組織は現在17団体あり、10団体が避難訓練をしている。

一つ、国の交付金を活用した事業に交付できるよう平成27年度に観光振興団体事業補助金交付要綱を制定したもので、今回、多くの住民要望があり、町単独で再度行なう事業で各団体に10分の10を交付しようとするものである。

一つ、観光協会の中に古民家再生プロジェクト、まち歩きプロジェクト、6次産業化をするプロジェクト等に協力してくれている町づくり、町おこしに熱心な方々、団体で組織する多度津町の産業と観光を考える会があり、まだ、発展的な段階ではあるが、町行政も含め意見交換しながら、多度津町を活性

化していこうと議論している。また、様々な会をもっとまとめることも必要であるが、あくまでも主は観光協会である。

一つ、ケーブルテレビの番組で紹介中の佐柳島の廃校をカフェやホテルに改修している夫婦の状況を、長編・短編の映像にして全国に発信していく取り組みである。カフェが7月中にオープンし、今年度中にホテルも出来る予定となっている。

一つ、シャーシメーカーは日野自動車株式会社製、排気量4009ccの水冷ディーゼルエンジン、最大出力150馬力の4ドア・ダブルキャブで2輪駆動、6速オートマチックトランスミッション車、ポンプメーカーはモリタ株式会社製で全長5230mm、ホイールベース2525mm、最小回転半径5.2mである。

一つ、今年度と同様に官公庁オークションで売却する予定である。

一つ、現在3箇所降りている管があり、この管を利用することになる。

一つ、環境課へ行く道路だが、この部分は分筆が出来ていない。今年度地籍調査を行なった中で分筆する予定である。

一つ、同じく今年度地籍調査の中で境界立会して確定していく予定である。桃山地区の地籍調査は11月を予定している。

一つ、全国凧揚げ大会の場所及び初日の出の会場については、関係者とこれから適切な場所を協議検討していきたい。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第1号から議案第3号までについては委員会として原案を承認し、議案第4号から議案第9号までについては、委員会として原案を可決し、請願第1号については、委員会として原案を不採択とした。

またその他として、執行部より4件の報告がありました。

以上です。

議長（志村 忠昭）

これをもって、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

日程第3、議案第1号、専決処分の承認について（多度津町税条例の一部改正）を、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより、議案第1号についてを採決いたします。

本案は、委員長報告の通り承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り承認する事に決定いたしました。

日程第4、議案第2号、専決処分の承認について（多度津町都市計画税条例の一部改正）を、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第2号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り承認する事に、決定いたしました。

日程第5、議案第3号、専決処分の承認について（多度津町国民健康保険税条例の一部改正）を、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第3号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り承認する事に、決定いたしました。

日程第6、議案第4号、平成29年度多度津町一般会計補正予算 (第1号) を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第4号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第7、議案第5号、平成29年度多度津町特別会計公共下水道補正予算 (第1号) を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第5号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第8、議案第6号、工事請負契約の締結について（平成29年度多度津町内小学校 空調設備工事）を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第6号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第9、議案第7号、工事請負契約の締結について（平成29年度白方小学校 渡り廊下・外構整備工事）を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第7号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第10、議案第8号、物品購入契約の締結についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第8号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第11、議案第9号、町有財産の処分についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。
これをもって、討論を終結いたします。
これより、議案第9号についてを、採決いたします。
本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。
日程第12、請願第1号、「共謀罪(テロ等組織犯罪準備罪)」に反対する意見書の提出を求める請願を議題といたします。
これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。
(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結致します。
これより、討論に入ります。
まず、原案に賛成者の発言を許します。
(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

村岡清邦君。

議員(村岡 清邦)

私は、「共謀罪(テロ等組織犯罪準備罪)」に反対する意見書の提出を求める請願に賛成の立場で討論いたします。
今、共謀罪法案は話し合い合意を受けただけでも罰せられる法律で、犯罪行為をしない限り罰せられないという日本の刑法の原則に反するものです。
政府は共謀罪の対象は組織犯罪で一般人は絶対に対象にはならないと断言してきましたが、一般人でも対象であることは明らかです。
国会の質疑で一般の市民団体や労働組合でもその答弁が急変し、組織的犯罪集団になると法務大臣が答弁をしています。
しかも組織的犯罪集団か否かを決めるのは、検察、警察であるから私達ではありません。
座り込みをしようと協議をして、仲間呼びかければ威力業務妨害の組織的犯罪集団とされてしまうものです。
謀議の立証は事業者の立会なしで盗聴もできるようになっております。
この共謀罪法案は特定の組織的犯罪が対象でなく、一般の市民が対象となる極めて危険な法律です。

政府は対象犯罪を277に絞るとしてはいますが、基本的に法の運用は先程申し上げましたように、検察、警察に委ねられるものであり、その共謀、謀議をチェックする機関はなく、人権侵害をされることを防ぐことができません。

私達の思想の信条の自由、内心の自由を守るためには、私は「共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）」に反対する意見書の提出を求める請願に賛成する討論をいたします。

以上です。

議長（志村 忠昭）

次に原案に反対者の発言を許します。

村井保夫議員。

議員（村井 保夫）

ただ今「共謀罪」に反対する意見書の提出を求める請願についてではありますが、本法案は国際組織犯罪防止条約の早期締結に必要であり、2020年の東京五輪、パラリンピックに向けたテロ対策にも不可欠とのことであります。

また共闘準備罪を新設する組織的犯罪処罰法案改正案にて、対象犯罪を277とし、適用対象をテロ組織や暴力団などの組織的犯罪集団と規定しなおしにより国民の一般的な社会生活上の行為が法案の共謀罪にあたることはなく、先月の23日に衆議院本会議で可決し参議院に送付され慎重審議されているところであります。

そのため現段階で意見書の提出をすべきでないと、判断いたしております。

よって意見書を提出の請願には反対いたします。

以上です。

議長（志村 忠昭）

次に原案に賛成者の発言を許します。

渡邊議員。

議員（渡邊 美喜子）

11番、渡邊美喜子でございます。

「共謀罪」に反対する意見書の提出を求める請願について賛成の立場で討論いたします。

なぜかと申し上げますと、共謀罪、つまりテロ等の準備罪の名称で、国会で審議されて、参議院で近日中に採決されるということは、これまでに治安維持法以上に国民の思想・信条の自由、また市民運動を縛る危険があります。

この法案は、以前に3回あまりの危険性で廃案になった共謀罪であります。

犯罪が実行されず、準備だけで逮捕できる、例えば、傍聴、密告前提の法律であります。

犯罪成立要件の犯罪が警察に委ねられ、市民、労組、またPTA、自治会さ

えも組織的犯罪集団とみなし、一般人にも対象になる危険性があります。
国民の8割が説明不足ということで、国民の理解が進んでいない。
内心の自由、そして国民にとって重大な国民の権利であります。
プライバシーの侵害であり、この共謀罪、組織的な犯罪集団には廃案とすべきだと思えます。
そういった理由で私は「共謀罪」に反対する意見書の提出を求める請願については、賛成であります。
以上です。

議長（志村 忠昭）

次に反対者の発言を許します。

隅岡議員。

議員（隅岡 美子）

5番、隅岡美子でございます。

請願第1号、「共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）」に反対する意見書の提出を求める請願について、反対の立場で討論を申し上げます。

テロ等準備罪法案は、過去3度廃案となった共謀罪とは対象や要件が全く違います。

共謀罪は主体が団体と抽象的でしたが、テロ等準備罪では組織的犯罪集団に限定をされました。

これはテロ組織や暴力団、薬物密売組織など重大な犯罪を目的とする団体です。

一般の民間団体や労働組合がテロ等準備罪の対象になることはありません。

加えて共謀罪は犯罪をする合意があれば処罰をすることができるとしていました。

しかしテロ等準備罪は合意に当たる計画をただけでは処罰できません。

犯罪を実行するための下見や凶器を購入するための資金調達など具体的な準備行為が必要です。

つまり組織的犯罪集団が、テロなどを具体的現実的に計画し、準備行為をした段階で初めてテロ等準備罪の嫌疑が生じ、逮捕など強制捜査の対象となります。

これは政府の分類によりますと、対象犯罪が676から277に限定されました。

具体的にはテロの実行110、薬物29、人身に関する搾取28、その他資金源101、司法妨害9となっております。

以上でございます。

議長（志村 忠昭）

原案に賛成者の発言を許します。

尾崎忠義君。

議員（尾崎 忠義）

10番、尾崎忠義でございます。

私は、平成29年第2回多度津町議会6月定例会におきまして、去る5月23日に提出された請願第1号「共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）に反対する意見書の提出を求める請願」について賛成討論をいたします。

戦後、警察と検察、法務省は一体となり、処罰の強化や捜査権限の拡大を進めてきました。

一方国民の権利侵害を防ぐ手当の整備はおろそかにされてきております。

その流れの仕上げが共謀罪でございます。

共謀罪法案は、人の心の動きを捜査や裁判の対象とする内容でなっております。

共謀という心の動きを立証するにはどうしても自白に頼ることになります。

しかし、日本の取り調べには多くの問題があります。

弁護人の立ち会いも認められず、警察に長期間身柄を管理されます。

さらに昨年の刑事訴訟法の改定で司法取引が導入されました。

他人の罪を告発しても自分は告発を免れるという仕組みができつつあり、密告により処罰する態勢でございます。

その極端な例がナチスの刑事裁判でありました。

密告に基づき「敵との通謀」や「内乱準備」などをでっち上げ、政権に批判的な市民を処罰いたしました。

戦前の日本にも治安維持法下で同じような暗い時代の歴史があったことを忘れてはなりません。

そして、やがて戦争に突入してからは、国民にとっては「密告社会」となり、表現、言論の自由がなくなり、そして合理的に思考する余裕を失って恐ろしい不幸な生い立ちと歴史が続いたことであります。

今国会で共謀罪が導入されますと、これまでと変わり、国民のプライバシーが丸裸にされると思っている方が多いようです。

けれども実際には警察が、犯罪が起きる前から国民の会話やメールなどを監視すること、つまり個人情報を収集することは、これまでも色々な形で行われてきました。

岐阜県大垣警察署が風力発電に反対する市民の情報を電力子会社に提供していたことが発覚しましたが、大垣署だけでの問題ではありません。

先般も大分県別府警察署が選挙違反の情報収集のため、ビデオカメラで労働組合の事務所を監視していた事実が発覚したり、警視庁外事第3課がイスラム教徒という理由だけで、彼らを監視していたことも明らかになりました。

共謀罪が導入されることにより、それがより幅広く行われることとなります。

警察による個人の情報収集に関する法的な根拠は極めて曖昧であります。

個人情報保護法でも、捜査のために必要なら、本人の承諾がなくても捜査機関に提供されることになっています。

例えば現在でも警察は捜査のために必要だという理由だけで、刑事訴訟法197条による「捜査関係事項照会書」であらゆる個人情報を集めることができます。

これは、刑事訴訟法197条第2項捜査については、公務所又は公社の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる、つまり、「捜査関係事項照会書」には何の事件でどうしても必要なのかなどは記載されておられません。

まさに憲法が求めている礼状主義が形骸化しているわけであります。

そして防犯カメラの映像、携帯電話の加入状況、通信記録、銀行口座、クレジットカードの利用状況、戸籍謄本、学校の成績など国民のプライバシーに関するあらゆる個人情報が入手されております。

そして、この共謀罪により277の犯罪が新たに増えることとなります。

共謀罪は、それまでの刑法のルールを変えて「計画」をただけで犯罪が成立することになりますから、これまでより早い段階で警察は捜査に動き出します。

また、共謀罪は「組織犯罪集団」なる団体が対象とされていますから、共謀罪を摘発するためには、その団体を構成する1人1人の個人情報が集められることとなります。

すでに昨年5月には、通信傍受対象犯罪の拡大等の改正、司法取引の導入などの組織犯罪対策を講じております。

これは警察が情報収集することの根拠となるものです。

さらに今後、会話傍受や身分仮装捜査といった恐ろしい捜査手法を導入しようとしています。

また、捜査も「計画」や「準備行為」の立証が難しくなります。

普通、犯罪をしようとする人達が、犯罪計画を文書や録音で残したりすることは考えにくく、言った、言わないということが証拠となるため、自白を得るために、弾圧的な取り調べが行われる可能性があります。

これまでも警察の犯罪捜査の現場では、任意同行や強圧的な取調べといった任意捜査の限界を超えるいわゆるグレーゾーン捜査、或いは法律の根拠のない違法捜査が当然のここのように行われてきました。

監視カメラ映像の利用、GPS捜査、さらにはDNAデータシステムの構築などです。

これらの手法も市民の日常生活の監視、つまり個人情報の無原則な収集なのです。

任意捜査というのは、相手方の承諾を得られた捜査という意味なのですが、果たして任意捜査の意味を正しく理解していたのかという事案が頻発しており、むしろグレーゾーン捜査を巧みに操れる捜査官が有能だとされる風潮があるわけであります。

法律は国民の全てが対象です。

政府が言う「一般の人」が対象外ということはありません。

警察の捜査でも、最初から一般人と犯罪者を識別できることは稀です。

特に組織犯罪の場合は、時間をかけてひそかに監視し、個人情報を集め、初めて識別することになります。

警察では、共産主義運動、市民運動、労働運動などに関係する人物は民主主義を破壊する恐れのある危険な存在だと現場の警察官に教えております。

当局の対象としてのこれらに該当する政党、労働団体、市民団体、民主団体などは、公安警察の監視対象として、すでに監視をされております。

こうした運動をするのは一般の市民ではないことになります。

共謀罪の捜査対象は、これよりももっと広い範囲の人たちが調べられるのです。

政府は、共謀罪の必要性について盛んにテロを含む組織犯罪を未然に防止するためと強調していますが、共謀罪では、テロ、暴力団犯罪、振り込め詐欺等の特殊詐欺を防止することはできません。

テロに限って言えば、取締りの強化でテロを抑止することはできません。

フランスのパリでテロがありました。

フランスには共謀罪に似た「団体参加罪」と呼ばれる法律があるようですが、続発するテロのため非常事態宣言が施行され、当局による厳しい警戒と規制が行われていると聞きます。

それでもテロは起きます。

テロを防ぐためには規制以外の施策が必要です。

日本で「テロリズム集団」による武装テロが起きる可能性は極めて低いのではないかと思いますし、昨年起きた相模原障害者殺傷事件や秋葉原無差別殺傷事件（2008年）などは、犯行は1人で行われています。

しかし、共謀罪では「テロリズム」についての定義もなく1人テロは対象ではありません。

犯罪捜査は法律的な手続ですから、法律を遵守しながら行われるべきですが、そうした声を見做しているのが現状です。

警察の暴走を防ぐためには、国民の1人1人が日頃から権力機関である警察に

ついてもっと関心を持つべきであります。

自分の身に降りかかってからでは遅すぎるのです。

警察をチェックする社会的な機能は現在全て失われております。

残されているのは国民による警察に対する監視のみであります。

安倍首相は2020年までに憲法9条を改正すると公言しました。

共謀罪が成立されれば、改憲が現実のものとなる恐れがあります。

そして戦前、戦中にかけて国民から自由と民主主義を奪い、侵略戦争を推進するための弾圧諸法規の軸となった悪名高き「治安維持法」、それとよく似た共謀罪法案が今国会で審議され、決められようとしております。

政府は「テロ対策のため」などと説明しておりますが、真の目的はそんなところにはありません。

安倍首相は第2次内閣の発足以来、特定秘密法の制定や集団的自衛権行使容認の閣議決定、つまり「戦争できる体制」、さらには安保法制の一括的な制定、つまり「戦争できる体制の法的な決定」を作り上げてきました。

今まさしく戦前の治安維持法の復活が目の前まで迫っていると思います。

日本国憲法が通用しないところには「共謀罪のある」息苦しい社会が存在してしまいます。

犯罪者扱い、見せしめ、監視、家族が村八分にされ、接触する人には自らが気を使ってしまうことになり、本質的には共謀罪が内心を処罰するものだという事であり、十分な審議が尽くされないまま5月23日に衆議院本会議で強行採決され、そして今参議院で審議されている共謀罪法案は、絶対阻止しなければならないものであり、国民が声を上げて行動し廃案にすべきものであります。

したがって、政府の「テロ等準備罪」というごまかしで警察による内心に踏み込む違法な捜査、情報収集活動を合法化するものであり、戦前の治安維持法の反省から、定められた内心の自由、表現の自由、言論の自由、結社の自由を侵害する違憲立法であり、断固許されないので、「共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）」に反対する意見書の提出を求める請願につきましては賛成をいたします。

以上であります。

議長（志村 忠昭）

他に、討論はありませんか。

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第1号についてを採決いたします。

請願第1号に対する委員長報告は、不採択です。

請願第1号を採択することに賛成の方の起立をお願いいたします。

(起立少数)

議長 (志村 忠昭)

起立少数です。

よって、請願は不採択する事に決定いたしました。

日程第13、議員提出議案第1号、議員派遣の件についてを議題といたします。

案文は、お手元に配付の通りであります。

よって、提案者の提案理由の説明は省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、提案者の提案理由の説明は省略いたします。

これより、質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議員提出議案第1号は、原案の通り可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に決定いたしました。

日程第14、議員提出議案第2号、議員派遣の件についてを議題といたします。

案文は、お手元に配付の通りであります。

よって、提案者の提案理由の説明は省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。
よって、提案者の提案理由の説明は省略いたします。
これより、質疑を開始いたします。
(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)
質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結致します。
これより、討論に入ります。
(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)
討論なしと認めます。
これをもって、討論を終結いたします。
これより、採決いたします。
議員提出議案第2号は、原案の通り可決することに、ご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)
ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。
日程第15、議員提出議案第3号、多度津駅周辺の活性化に関する条例の制定
についてを議題といたします。
案文は、お手元に配付の通りであります。
よって、提案者の提案理由の説明は省略したいと思います。これにご異議
ありませんか。
村岡議員。

議員 (村岡 清邦)
本日追加議案として提出された議案は、条例の制定の議案であります。
この条例の制定案については、執行部の皆さんの中にも本日初めてご覧にな
る方もおられると思います。
町執行部の皆さん、職員の皆さんは、条例に基づいた業務の執行は勿論のこと
ですし、条例に反しないように進めていかなければなりません。
また、住民の皆さんもホームページ、議会報などにより、条例が制定された
ことについては、知ることとなりますが、提案の目的やその内容を確認する
ことが出来ません。
町執行部をはじめ町職員の皆さんや町民の皆様も、この条例の目的、内容に
ついて知る必要があります。
この議会に出席の町執行部の皆さんは、この議会において提案説明がなされ

たことにより知ることができますし、また町職員の皆さんや住民の皆様も、記録された議事録により、知ることができることとなるものです。

したがって、議案の提案説明を省略することはできないと思います。

提案説明をするように取り計らいをお願いいたします。

以上です。

議長（志村 忠昭）

ご異議がありましたので、起立によって採決いたします。

提案者の提案理由の説明を省略することについて、これを了承することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（志村 忠昭）

起立多数です。

よって提案者の提案理由の説明は省略したいと思います。

これより質疑を開始いたします。

村岡議員。

議員（村岡 清邦）

質問をさせていただきます。

3点だったと思いますが、よろしく願いいたします。

提案者にいくつかの質問をさせていただきます。

目的の第1条の多度津町議会からの提案を通じて住民の意見を反映したとはどのように理解をすれば良いのでしょうか。

次に、第2条第2号、町と民間事業者の適切な役割分担を行うものとし、とはどういうことでしょうか

次に、第3条に町長の責務の規定がありますが、議会の責務の規定も必要と思いますが、いかがでしょうか。

次に、第5条第3項、職務上知り得た情報を漏らしてはならないとは。

検討会は、秘密会となさるのでしょうか。

以上4点について質問いたします。

議長（志村 忠昭）

提出者の答弁を求めます。

提出者塩野君、答弁をお願いいたします。

そうしたらちょっと休憩をとります。

休憩 午前9時59分

再開 午前10時06分

議長（志村 忠昭）

休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

村岡議員の質問に対する答弁を、塩野議員にお願いします。

よろしくお願いします。

塩野議員。

議員（塩野 拓二）

失礼いたします。

質問にお答えさせていただきます。

ただ今の質問の内容ですけれども、条文に書いてある内容のとおりでありますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（志村 忠昭）

ということで。

（「議長」と呼ぶ者あり。）

議長（志村 忠昭）

再質問ですか。

はい、どうぞ。

議員（村岡 清邦）

質問をいたしました、それにお答えがないということでもありますから、本来なら再質問にもならないわけでもあります。

しかしながら先ほども申し上げましたように、この条例案は職員の皆さんにも提案説明もなされていない、そして疑義が生じるような内容である、ましてや第1条の目的の中に「多度津町議会からの提案を通じて住民の意見を反映する」、皆さん私達議員、私も含めてであります、選挙の時には皆さんの声を議会に届けますということを訴えながらの選挙だったように思っております。

まず住民の皆さんの意見を聞きながら、そして多度津の町がよりよくなっていく、このことに向けて皆さんが努力されている、そのことには敬意を表したいと思いますし、今回こうしたような形で議員が条例案を立案する、このことについて非常に大切なことだと私は思っています。

そうした中で、私は何としてもよりよい条例にしなければならない、解釈に疑義が持たれるような内容であってはならぬのだなあと考えますから、この第1条の多度津町議会からの提案を通じて住民の意見を反映したとはどういう理解をすればいいのか、そのことだけのご説明をいただきたいと思います。

以上です。

議長（志村 忠昭）

何度も言いますけれども、同じような質問になりますので、活性化に関する条例に関しては、塩野君の答弁で終わりたいと思います。

これで質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

はい、尾崎忠義君。

議員（尾崎 忠義）

10番、尾崎忠義でございます。

私は、平成29年第2回多度津町議会6月定例会におきまして、議員提出議案第3号「多度津駅周辺の活性化に関する条例の制定について」次の点で反対をいたします。

今議会に議員提出議案として出された条例では、内容について条例は単に議会議員のためにあるのではなく住民のためにあるわけですから、住民に分かりやすく、かつ、明確な表現でなければならないと考えます。

例えば、目的の「多度津町議会からの提案を通じて」では、条文の意味が人それぞれに解釈されるような文章表現となっており、規定されている事項がよく理解されないものであると思われま

す。この条文の表現では、全く異なった内容に解釈されてしまう場合も起きるので、より慎重な検討と注意が必要であります。

また条例は、施行することによって、新しい事務処理や事業の実施が義務づけられることとなりますので、条例を制定することにより、町の自治が充実し、また円滑に進められるか、或いは町民の福祉がどれほど現在よりも伸びるかということ

を財源とともに見極めることは最も大切なことでもあります。したがって審議にあたっては、条文の意味がはっきり受け取れるか、また、解釈上疑義が生ずる恐れはないかなど、例え少数意見であっても十分に審議すべきであります。

そのためには、対外的なこともあり、検討すべき条項もあり、この6月議会で議決するのではなく、十分に時間をかけて慎重審議をすべきであり、したがって議員提出議案第3号「多度津駅周辺の活性化に関する条例の制定について」は、継続審議議案とすべきでありますので、採決には反対いたします。

以上。

議長（志村 忠昭）

ありがとうございます。

討論ですか。

村岡議員。

議員（村岡 清邦）

討論させていただきます、6番、村岡清邦です。

議員提出議案第3号、多度津駅周辺の活性化に関する条例の制定について、次の理由により、継続審議とすべきであるとの立場で討論いたします。

お配りをいただきました議員必携を読んでいますと、こんなことが書かれています。

条例を制定することにより、住民の自由がどの程度制約を受けることとなるのか、また、住民の権利がどれだけ制限されるかなどについても考慮検討がなされなければならないと記載されています。

次に、条文の表現が適当であるかについてであります。

用語についての留意点が列記されています。

例えば、条文の意味がはっきり受け取れるか、解釈上、疑義が生ずるおそれはないか、また、用語は優しくわかりやすくなっているか。

一般住民に通用しない専門用語や新造語やあいまいな用語はないかなどなど、10点程が列記されています。

こうした事柄について、今回の条例の制定案を繰り返し読み進めますと、

(目的) 第1条、この条例は、多度津町議会からの提案を通じて住民の意見を反映した多度津駅周辺の開発整備やうんぬんとありますが、この「多度津町議会からの提案を通じて住民の意見を反映した」の表現は、住民の権利を制限することとなるとの疑義を生ずることになると考えます。

次に(基本方針) 第2条、第2号「町と民間事業者の適切な役割分担を行うものとし」の表現は、あいまいな表現であり疑義を生じます。

(町民の理解と協力) 第4条では、「町長は、活性化施策の推進にあたっては、町民の理解と協力が得られるように努めるものとする。」との規定としていますが、議会としても町民の理解と協力が得られるように努めなければならない、町長だけの表現とするのは、表現がおかしいのではないかと考えます。

また、(検討会) 第5条、第3項「委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。」との規定となっていますが、検討会の委員には、町議会議員も構成員となる規定が載せられております。

本来、町議会議員は、議会の中でどんなことが議論されているのか、住民に知らせ、住民の意見を聞きながらより良い町づくりを目指して行くものと認識をいたしております。

提出された検討会の資料についても、知り得た情報であります。

こうしたことも、漏らしてはならないのかとの疑義が生じます。

いくつかの疑義を生ずる箇所や、あいまいな表現、町長の責務を規定するのであれば、議会の責務についても、規定すべきではないでしょうか。

したがって、多度津駅周辺の活性化に関する条例（案）の制定については、継続審議とすべきと考え、この後議案の採決にあたっては、退席をさせていただきます。

以上です。

議長（志村 忠昭）

ただいま村岡議員から討論の中で説明がありましたけれども、この件につきましては、委員会あるいは検討会等で色々と一言一句について説明をし、表現についてもそれなりの討論をしてきたと考えておりますので、一応ここで討論を終結いたしたいと思います。

（村岡議員、退席）

議長（志村 忠昭）

それではここで討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（志村 忠昭）

ありがとうございました。

起立多数と認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

（村岡議員、着席）

議長（志村 忠昭）

日程第16、閉会中の継続調査についてを、議題といたします。

この件につきましては、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしております通り、閉会中の継続調査の申出がありますので、お諮りいたします。

各常任委員長、並びに議会運営委員長からの申出の通り、閉会中の継続調査に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、各常任委員長、並びに議会運営委員長からの申出の通り、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議されました議案は、全部終了いたしました。

これにて、平成29年第2回多度津町議会定例会は閉会をいたします。

長時間にわたり議案審議、どうもありがとうございました。

閉会 午前10時20分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

平成 29 年 6 月 14 日
第2回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記